

山口市産業交流拠点施設移転に伴う引越業務仕様書

1 名称

山口市産業交流拠点施設移転に伴う引越業務請負

2 業務概要

(公財) やまぐち産業振興財団の事務所移転に伴う引越作業の実施

3 移転元 (現事務所)

山口市熊野町1-10 NPYビル10階、8階、6階

4 移転先 (新事務所)

山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設 4階、2階

5 移転スケジュール

令和3年6月18日 (金) PM 搬出開始

令和3年6月19日 (土) 9:00~17:00 終日作業

令和3年6月20日 (日) 9:00~17:00 終日作業

(遅くとも17:30までに作業完了させること)

6 移転物品及びレイアウト

物品…別紙1のとおり

レイアウト (移転元) …別紙2のとおり

レイアウト (移転先) …別紙3のとおり

※別紙2について移転元6階のレイアウト図は添付なし(6階の移転物品はコピー機のみ)

※移転時までには多少の変更あり

7 引越業務における必要事項、連絡事項等

(1) 作業人員

各日作業責任者2人、作業スタッフ30人以上を配置すること。

(2) 車両

4tトラック2台、2tトラック2台以上 (計4台以上) を使用すること。

(3) 荷物梱包、開梱

荷物の段ボールの箱詰め、移転ラベルの貼付け、移転先での開梱等は委託者 (やまぐち産業振興財団) が実施する。

(4) 養生

移転元、移転先の養生を実施すること。詳細は別途指示に基づく。

(5) 什器等の解体・組立

什器や大型の机等の解体や移転先の組み立て作業を実施すること。

(6) 準備物

ダンボール、ラベル等の引越しに必要なものを準備すること。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。財団との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとし、メール及び電話による問い合わせを可能とすること。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、受託者と財団の協議により、決定することとする。

4階



